

米国連邦最高裁判所が故意の扱いと懲罰的損害賠償の基準
について判断を示す

2016年11月07日

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

特許権が故意に侵害された場合、原告は懲罰的損害賠償 ("enhanced damages") を請求することが可能です。**Seagate** 判決 (**Seagate Tech., LLC**, 497 F.3d 1360, 1368 (Fed. Cir. 2007) (en banc)) において、被告側が特許権侵害を回避するために「相当な注意 ("due care")」を払わなかったことを原告が立証するという基準要件は廃止され、被告側に「客観的な無謀さ ("objective recklessness")」が存在したこと等を「明瞭且つ説得力のある証拠」に基づいて特許権者が立証しなければならないとする新たな基準要件が設けられことになりました。

このように、故意侵害の立証のための新たな基準要件は、特許権者が被告の故意侵害を立証することをより一層困難なものにしました。このような状況下で、2015年10月19日、米国の連邦最高裁判所は、2件の事件 (**Stryker Corp. v. Zimmer, Inc.**, No. 14-1520 および **Halo Electronics, Inc. v. Pulse Electronics, Inc.**, No. 14-1513) の懲罰的損害賠償の基準 (35 U.S.C. § 284) について1件に統合して裁量上訴を認める旨の決定を行いました。このことについて、以下に、説明します。

【全5頁】

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

< 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>
< 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>
< 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>
< 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
< 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。